



### 【目次】

- 医療法人の皆さまへ 「新しい医療法人制度」をご紹介します。
- 【公益法人特集】公益認定基準算定方法について
- 「報酬・料金等の源泉徴収」再確認しましょう。第一回

## -医療法人の皆さまへ-

平成19年4月から施行された新たな医療法人制度の中で、特に実務に影響のある項目について二面にわたってご紹介していきます。

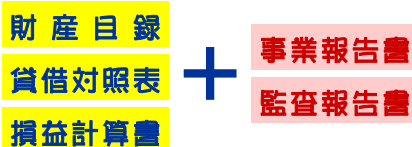
### 第一章 決算関連の改正と情報開示

適用は平成19年4月1日以後、最初を開始する会計年度からとなります。

#### ① 決算作成書類の追加

都道府県への決算書類が追加されました。

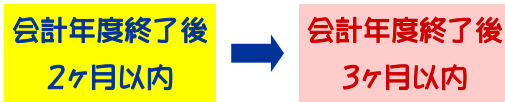
(従 来) (新法より追加)



#### ② 決算書類の提出期限の延長

都道府県への決算書類の提出期限が延長されました。

(従 来) (新法より追加)



※ただし税務署への申告書の提出期限は「2ヶ月以内」と変わりませんのでご注意ください。

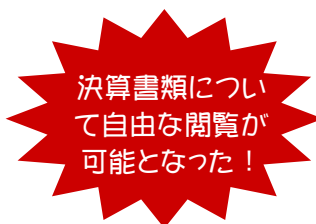
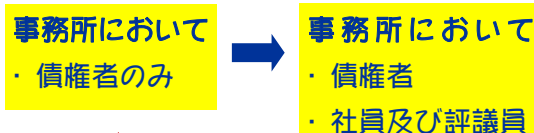
#### ③ 決算書類の閲覧範囲の拡大

決算書類に加えて、定款（又は寄付行為）についても自由に閲覧可能となりました。

#### ④ 決算書類の閲覧者の拡大

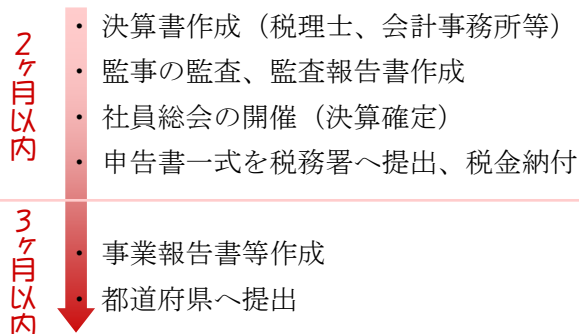
閲覧者に社員及び評議員と一般の者が加えられました。

(従 来) (新法より追加)



#### この改正を受けての今後の取り組みは？

##### ● 決算業務の流れが変わる！？（一例）



- 今まで以上に決算書の中身に気を使う！
- コンプライアンスを意識した定款作りを！

# 「新しい医療法人制度」をご紹介します。

平成19年4月から施行された新しい医療法人制度はボリュームも多く、非常に深い内容の改正となっています。ここでは、その中で実務に影響のある項目をピックアップしてご紹介していきます（一面と二面をご覧ください）。

また掲載しきれなかった「医療法人の類型の改正」については次号以降に掲載予定です。

## 第二章 定款の変更が必要

既存の医療法人は

### 平成20年3月31日まで

に、下記の改正事項について定款の変更認可申請をしなければなりません。

平成19年3月31日までに設立された全医療法人が対象です。

#### ■ 変更しなければならない部分

##### 1 事業報告書等の作成、閲覧及び届出に関する規定の改正

→ 1面第一章の決算関連の改正の内容

##### 2 監事の職務に関する規定の改正

今まで形式的であった監事の職務について医療法上に明確化されました。

- ・医療法人の業務と会計（財産）を監査する
- ・監査報告書を作成し社員総会へ提出する
- ・不正や法令違反等があった場合には、都道府県知事や社員総会へ報告する

##### 3 社員総会に関する規定の改正

社員総会の体制が強化されました。

- ・議長は社員総会において選任する
- ・総社員の5分の1以上の社員から請求があった場合は招集しなければならない
- ・社員総会の成立に必要な定数は総社員の過半数とする

##### 4 公告に関する規定の改正

公告は官報によって行うこととされました。

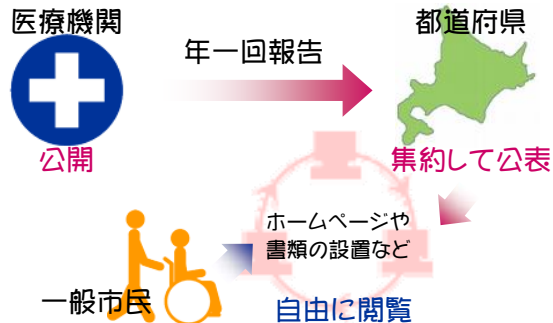
## 第三章 医療機能情報の提供制度が創設

病院や診療所の内部の細かい情報（**医療機能情報**）を毎年1回以上都道府県へ報告を義務付けて、インターネットなどを通じて広く一般に公開する制度です。

#### ■ 医療機能情報とは？

- 管理・運営・サービス等に関する事項
- 提供サービスや医療連携体制に関する事項
- 医療の実績や結果に関する事項 など

#### ■ 制度の概要図



#### ■ この制度の目的は？

- ① 一般市民がこれらの情報を自由に閲覧できることによって、病院や診療所を選ぶ際の**情報ツールの提供**を図る。
- ② 各医療機関の情報を都道府県が集約することで、各地域における**医療提供体制の計画の推進**を図る。

というのが主な目的となります。

この制度の創設により今後は医療機関の情報公開がより一層進んでいきます。

実施の時期は各都道府県によって異なりますが、北海道の場合は平成20年から実施する予定のようです。

# 公益認定基準 計算方法について

本年9月に公益法人制度  
改革関連三法の政令・内閣  
府令が制定されました。

本年9月制定の政令等で、来年12月以降開始される公益社団法人及び公益財団法人への認定申請の手続きについて、公益認定基準をみたしているか否かを算定するために必要な計算方法が明らかとなりました。

公益認定基準は18の各基準から成り立っていますが、ここではその一部について計算方法を抜粋し簡単ではありますがご紹介いたします。

**1. 公益認定基準 八**  
その事業活動を行うに当たり、第15条(公益目的事業比率)に規定する公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものであること。

＜公益目的事業比率の計算  
(内閣府令第68号 施行規則第13条第2項)＞

$$\frac{\text{公益実施費用額}}{\text{公益実施費用額} + \text{収益等実施費用額} + \text{管理運営費用額}} \geq 50\%$$

① 公益実施費用額

当該事業年度の損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る事業費の額

② 収益等実施費用額

当該事業年度の損益計算書に計上すべき収益事業等に係る事業費の額

③ 管理運営費用額

当該事業年度の損益計算書に計上すべき管理費の額

※ 上記公益認定基準八、九は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律より抜粋

**2. 公益認定基準 九**  
その事業活動を行うに当たり、第16条第2項に規定する遊休財産額が同条第1項の制限を越えないと見込まれるものであること。

＜遊休財産額の計算  
(内閣府令第68号 施行規則第22条)＞

$$\text{遊休財産額} = \text{貸借対照表資産の額} - \text{貸借対照表負債の額 (基金含む)} - \left( \text{控除対象資産の帳簿価額の合計額 (A)} - \text{対応負債の額 (B)} \right)$$

(A) 控除対象資産

公益目的保有財産や指定正味財産等が該当します。

(B) 対応負債の額

各控除対象財産に対応する負債の額の合計額等が該当します。

＜遊休財産額の保有の上限額  
(内閣府令第68号 施行規則第21条)＞

当該事業年度の公益目的事業に係る事業費の額  
(左記の額に引当金や資産の譲渡損等の各項目を加減算した額となります)

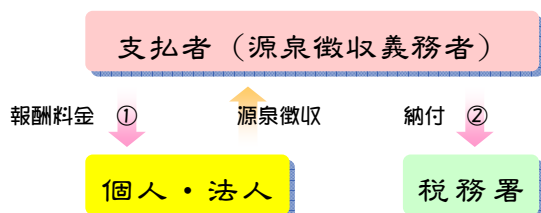
上記は公益認定基準計算方法の一部抜粋となります。実際の計算はより複雑となり注意が必要です。当事務所公益・社会福祉法人部では、関係法令等を研究し認定・認可申請される公益法人のお客様のニーズに対応させていただけるよう日々研鑽を重ねております。公益法人の移行手続・新会計基準について御不明な点がございましたら公益・社会福祉法人部までご連絡ください。

# 「報酬・料金等の源泉徴収」

再確認しましょう。 第一回

どこの会社も年末調整で忙しくなるこの時期、給与の源泉徴収についてはご存知の方も多いと思います。今回は、「こんなものにも源泉徴収が必要なの？」という、意外と見落としがちな「報酬・料金等に対する源泉徴収」について、2回に渡ってご紹介したいと思います。

## ＜報酬・料金等の源泉徴収の流れ＞



- ① 報酬・料金の支払者は、**相手が「個人」の場合**は源泉徴収をしなければなりません。  
(ただし、給与の支払をしていない個人の支払者等は除かれます。)  
**相手が「法人」の場合**は、馬主に支払う競馬の賞金を除き、源泉徴収は行いません。
- ② 源泉徴収した税額は、**原則翌月の10日までに**納付書を作成して税務署に納付することとなります。  
納付は銀行などの金融機関でも受け付けています。

## ＜源泉徴収の対象となる報酬・料金等の種類＞

所得税法では、報酬・料金等は大きく8項目に区分されています。

1. 原稿、デザイン等の報酬・料金
2. 弁護士、税理士、建築士等の報酬・料金
3. 社会保険診療報酬支払基金が支払う報酬・料金
4. プロスポーツ選手、外交員の報酬・料金
5. 芸能関係の報酬・料金
6. ホステス等の報酬・料金
7. プロスポーツ選手等の契約金
8. 広告宣伝の賞金・馬主に支払われる競馬の賞金

## ＜源泉徴収税額の計算方法＞

源泉徴収税額

$$= \left[ \text{支払金額} - \text{一定の控除額} \right] \times 10\%$$

(注) 一部の報酬等について、100万円を超える場合は20%となります。

いくつか例を挙げてみましょう。

- (1) 司法書士報酬 (一定の控除額10,000円有り)  
(消費税が明確に区分されていない場合)  
報酬額 210,000円 (税込)  
 $\{210,000 - 10,000 \text{円 (控除額)}\} \times 10\%$   
= 20,000円 (源泉徴収税額)

※消費税が明確に区分されている場合は、税抜金額を基として差し支えありません。

- (2) 税理士報酬 (一定の控除額無し)  
報酬額 250,000円  
旅費 20,000円  
計 270,000円 消費税 13,500円  
 $(250,000 + 20,000) \times 10\%$   
= 27,000円 (源泉徴収税額)

※支払者から、ホテル等に直接支払われ、かつ通常必要であると認められる範囲内ものは源泉徴収をしなくて差し支えありません。

今回は、支払調書と法定調書合計表の作成、確定申告までの流れをご紹介します。

編集後記



当事務所も繁忙期に突入り慌しくなります。そんな中で気をつけなければならないことは体調管理です。工作上、老人福祉施設などに毎日のように伺いますが、お客様にご迷惑をおかけしないよう手洗いやうがいを日々心がけております。皆様も風邪などひかぬよう体調にはお気を付けください。(斉藤)

月刊グローバル 2008年新春号

2007年12月20日発行

発行者 道央マネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 道央会計事務所 株式会社 道央医療コンサル  
株式会社 道央M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル  
労働保険事務組合道央労務管理協会 ㈱札幌ビジネスエージェント  
庵原宏章行政書士事務所 株式会社 エスエムシー  
花岡英司公認会計士事務所 道央情報サービス協同組合

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail info@dao.or.jp

URL http://www.dao.or.jp

ホームページではフルカラー(PDF形式)でご覧いただけます。